

関東地方整備局事業評価監視委員会（平成 25 年度第 2 回） 議事録

■重点審議案件 再評価対応方針（原案）の審議

○家田委員長

本日は 2 件につきまして審議をいただきます。

共通項も多いので、議論は両方一括して、逐次御質問や御意見をいただいて、そして最終段階で結論を取りまとめるようにしたいと思います。

それでは、どなたからでも結構ですので、どうぞ御発言いただきたいと思います。

○笠委員

この高規格堤防、非常に治水の面からも、あるいは環境の面からも効果があるということは、実際に現地も拝見して理解しました。全国で 120 キロという整備区間のうち、関東地整の範囲では何キロになるのか。

今回資料が出てきた 2 件で整備延長は 320 メートルだと思いますが、見直し後の関東地整の全体に対して何パーセントぐらい、達成しているのか。それと、今後の見通しというのでしょうか民間や地方自治体と一緒に協力して行っていくということだと、多摩川を拝見しましたが、ここならば再開発するようなところでありました。そのようなところから先々行って行って、少しずつ難しいところや、余り必要性が低いところが残ってくるという中で、このままでいくと大体どのくらい時間がかかると考えておられるのか、将来への見通しについても伺いたい。

○事務局

まず、全国で 120 キロのうち 88 キロが関東地方整備局の、先ほど言った首都圏といわれている部分です。

そのうち、今回 2 地区の整備を行った結果、どのくらいの整備率かということですが、暫定供用しているものもありますが、例えば多摩川につきましては、そのうち 20% ぐらいが整備済み箇所となっています。また、江戸川につきましては 8% ぐらいが整備済み区画となっています。

また、今後の見通しに関しては、高規格堤防事業につきましては、盛土を行い、大幅に土地の形質の変更を伴うような状況であること。また、土地の通常の利用をそのまま行えるような形で、用地買収は行わない事業であるという特性を持っています。その中で事業を進めるためには、やはりまちづくり事業や、土地利用の転換にあわせて整備することが、現実的かつ効率的ですので、そのような中でまちづくり等などの期を逃さずに整備することが重要であると考えています。

今後の見通し、どのくらいかかるかにつきましては、無理やり事業を行うような事業ではありませんので、まちづくりの状況にあわせてやらざるを得ない部分がありますが、やはりまちづくりを行う沿川自治体などと情報を密に、いろいろな部局も含めて密に情報をいただきながら事業を進める必要があるというように考えています。

○笠委員

このように有用性が高い事業であるなら、財政的な問題からしても余りお金を入れるということにはできないと思いますが、いろいろな税制や、それ以外に何かあるかすぐ思いつきませんが、何か促進策はあるのですか。

今のシステムで、多摩川で20%、江戸川で8%にたどり着くまでに、どれだけ時間がかかったのかは、わかりませんが、恐らく相当時間がかかっていて、重要性の高いものから処理されてきたとすると、さらに速度が遅くなって、今後100%にいくまでにどのくらい時間がかかるのかを考えると、もちろんお金をつぎ込むことはできないにしても、このように民間との共同であれば、民間に対して、少し得するような、何かインセンティブになるような、お金以外のシステムを考えているのかと思い、お伺いしました。

○事務局

例えば優遇策について、マンションではないですが、通常の不動産の所得税の特例措置というのを行っています。具体的には、建てかえて新しい家屋の取得額から、整備前の家屋の価格を控除させるというような制度がございます。

また、国の補助、まちづくり側の補助としまして、市街地の総合再生事業というのがありまして、その中で高規格堤防と一体的に行った場合には、例えばマンションの建てかえを行うときに、空き地、多目的広場などを設置する場合には、それに関する設計費や整備費について自治体を通じて補助を出すという制度がございます。それを、特に高規格堤防

を実施した場合には、面積要件等が緩和されるという優遇措置がございます。特に今回戸手地区ではマンション開発が行われる予定であり、優遇制度を活用しているという状況です。

○笠委員

事業を最初に始められてから、この時点までに何年くらいかかっているのですか。

○事務局

昭和63年に、工事实施基本計画を改定しまして、高規格堤防の設置区間が決定されましたので、昭和63年からとなります。

○笠委員

わかりました。25年ですね。

○家田委員長

関連して、先ほどの88キロの中の、川にもよりますが8%、20%のオーダーで実施済み。今回、数百メートルを行います。この88キロのまだ行っていないところについては、計画だけでも区画整理あるいは市街地再開発のような計画があるのですか。

○事務局

中には、まちづくり側の計画というのは、現状で想定されているものもあると伺っております。

○家田委員長

必ずしも、そのような種類の計画が、既に検討されているとは限らないと。検討の結果、そのゼロメートル地帯というのは、どちらかといえば治水上の面から挙げてみるとこのくらいの量になるけれども、そのうち、まちづくりのアレンジメントが進みつつあるところから検討を具体化するということですね。

○事務局

そのとおりです。

○家田委員長

わかりました。

○笠委員

多摩川が20%、江戸川が8%ということですが、多摩川はもともと設定されている区間が非常に短くて、次に江戸川が短くて、一番長い、圧倒的に首都圏の対象になっている荒川の整備率がどのくらいなのかということと、全体で88キロに対して何%できているのかということも、あわせてお伺いします。

○事務局

まず、荒川につきましては、暫定での共用も含めまして全体で約15%弱で整備が進んでいます。

88キロで申しますと、大体約12%程度進んでいる状況です。

○笠委員

ありがとうございました。

○清水委員

資料2-2-①の4ページ、多摩川直轄河川改修事業について、平成23年度第9回事業評価監視委員会で、B/Cが20.6という数字が出ていたときに、この中で高規格堤防はどのように評価されているのかを、教えていただきたいのが1点です。

それから多摩川で、B/CのBを出しているのが資料2-2-①の14ページですね。事業距離が短いから、Bは75億円となっています。これは、従来のやり方でB/Cを出しているけれども、高規格堤防の見直しは、超過洪水に対して人の命を守るというところで事業を絞ってきたわけであるにもかかわらず、そのようなことが、B/Cには評価されていない。超過洪水対策に対しては、やはりこのB/Cの見積もりは不十分ではないかという気持ちがありますが、どのようにお考えですか。

また、資料2-2-①の12ページのD-D'に、ℓ/Lというものを掛けている。多摩

川、江戸川でそれぞれどのくらいなのか。あわせて、計画高水位を超える区間というのは、一体どのくらいの長さなのか。それぞれ教えていただきたいと思います。

○事務局

まず、前回、多摩川直轄河川改修事業の事業評価においても、多摩川高規格堤防整備事業（戸手地区）を明記して、審議いただいています。

また、2番目は、人命を守るというような観点ですが、B/Cの算出では、それは見込まれていないということですが、B/Cの算出の仕方は、本省の通知等に従って行っていますので、その中で、まだ人命というものは入れるということではないので、現在、洪水の被害軽減額のみを計上しているというのが実際です。

3番目の l/L の値ですが、例えば多摩川ですと、資料の2-2-②の5ページの横軸のほうですが、一番左、 l というのが0.20、今回の多摩川ですと200メートル。また、計画高水位を超えるハイウォーターレベルの超過延長というのは8.49キロという状況になっています。

○清水委員

l/L というのは、どのくらいですか。

○事務局

分母のLが8.49になりまして、分子の部分が0.20キロメートルになります。

○清水委員

非常に小さくなりますね。従前のやり方ですと、高規格堤防を入れていますが、B/Cが20ぐらいです。そのとき超過外力は入れていない。計画高水位までの中で、堤防の質的強化分というのはBには入らず、一方、Cはその分大きくなっている。それでもB/Cは20ぐらいになっているということですね。

言ってみれば l/L というのは、当初このくらいと思ったところで、だけど l が進まないのは、相手方のある事業だから、言ってみれば事業進捗率のようなものですね。

ですから、このB/Cの見積もりというのは、簡便とか便宜的な位置づけで、もし、仮に、これが1を割ったとしても、本来の「人命を守る」ということが入っていないこと

や、事業進捗率のようなものでかなり割り引いているということを考えると、この程度の評価指標ではないかと思います。

もう一つは、堤防整備なので一連の区間で評価することで、H.W.L.を超える分という率がつくわけですが、一方で、江戸川、多摩川では防災拠点として、特に江戸川区では、すり鉢状のゼロメートル以下が70%ぐらいあるところで高台が欲しいという防災拠点（避難所）としての価値がとてもある訳です。ところが、そのようなものはB/Cの中では評価されない。スーパー堤防は、B/Cも評価の一つですが、どのように活用するのかというものが十分に見えるのであれば、審議に値するところだと思います。

先ほど国としては、多摩川で防災拠点をつくりたいと。江戸川区であれば区民の広域避難所、防災拠点にしたいという活用がとてよくわかります。川崎市にもそのような動きがある。国もそのような考えがあるなら、この文章の中に、ぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

○堤委員

事業の内容に関して資料2-2-①の9ページでは、国土交通省、川崎市、地権者という実施内容のスケジュールがあります。この事業の概要の7ページでは平成29年になっていますが、事業の内容の9ページは28年の予定になっています。国土交通省の事業の内容からすると28年でよろしいようですが、地権者がマンション建築工事まで終わると29年度ということになっています。最後の完成の年度は、どちらでしょうか。

それから、以前示していただいた内容と、今回示してくださったこの資料2-2-①の9ページの予定の流れは、検討されたようで、きょうのほうがよくわかりますが、道路整備等というのが、川崎に入っていますが、これは最後の仕上げとしてどこかに道路をつけて、一つの地域社会の地域づくりをなさるといことなのでしょうか。

以上、二つ確認させていただきたいと思いました。

○事務局

まず、事業の計画のスケジュールですが、共同事業として行っています相手の方は、29年までかかるだろうと。これは実際に建物が29年かとなりますが、今の想定では29年ぐらいまでかかるだろうということです。基盤のところ、実際に土を入れて盛り上げて造成をするところの工事をやり終えるところまでは、28年で終わるだろうということ

です。そして地盤が整備されますと、最終的に区画を、現在の予定では大きな建物二つと、製紙業をされている方が恒常的に使うという三つのブロックに分かれますが、その中に道路を一部入れていますので、その道路の施工について川崎市さんが行うということで、これは整地が終わって一番最後にやりませんと問題がありますので、工程的に整地が終わった最後ということで、28年の後ろのところに入れてあるということです。

○堤委員

わかりました。ありがとうございます。

○佐々木委員

例えば江戸川のほうでいきますと資料2-3-①の12ページ、費用対効果分析のところですが、この左下のポンチ絵で、氾濫被害の領域というのがハッチで塗られていますが、この整備する一連区間という言葉が使われていますが、その一連区間の整備が完了しない限りは、基本的には被害軽減というところまではいかない可能性が高い気がしますが、その点はどうでしょうか。

結局、弱いところが残っていれば、そこが破堤する可能性が当然あるわけで、そのような意味で言うと、被害軽減には多分ならない可能性がある。そうだとすると、この一連の整備をなるべく早く行うというメッセージを出すという意味でも、何かそういう危険があるんだということを言っておいたほうが、それによってそのまちづくり、そのようなところの合意形成を早くしてほしいというようなメッセージが出せると、よりいいのではないかという気がいたしました。

先ほどもあった l/L の話ですが、便宜的に個別の事業の評価をしなくてはならないという意味では、便宜的なやり方としてこのようなのがあると思いますが、一方で、既に計算されてあると思うので、この一連の整備が終わった後の実質的な B/C 、それをあわせて併記をされたほうが、よりわかりやすいのではないかという気がいたしました。

それから、資料2-3-①の12ページで、その右側に文章で(1)(2)(3)というのがありますが、(1)の最初の二つのポチでは、なかなか評価するのが難しいというようなことでいいですが、(1)の三つ目のポチですね。このところが、要は効果の算定上、一定区域を安全にするという整理が必要ですが、(3)では、結局それはできないという書き方になっているように思い、少しわかりにくい表現になっていると思いましたので、ここ

は少し見直されたほうが良いように思いました。

あと最後1点は14ページのところで、全体事業に対する総便益（B）の①被害軽減効果38億円と出ていますが、これは直接と間接の内訳というのはどのような感じになるのでしょうか。

○事務局

まず最初に、一連区間整備しないとという趣旨のメッセージを発したらどうかというようなことですが、江戸川区さんを初め、スーパー堤防については、できる限り早急に一連で行っていききたいという趣旨のことは、今後もメッセージを出すということでお聞きしております。具体的な方法については、これからですが、私どももそういうことには協力してまいりたいと考えているところです。

○事務局

佐々木委員のほうから一連区間でB/Cを出せないかという指摘については、高規格堤防については、まちづくりと一体的に実施するため現時点でコストの見積もりを行うことは大変難しいと認識しております。即ち、後背地等の事業のやり方、事業の主体によって、どのように見積もるかは難しいというのが一つあります。

また、一連区間という話もありましたが、高規格堤防につきましては、個別箇所の効果がわかりにくいという御指摘もあり、このようなやり方でB/C、個別箇所の効果を算出しております。個別箇所はこのような効果があるということをお示しすることも大変重要ではないかと思えます。

あと、一連区間が完成しないことでの危険性を地域の方々にお示するという観点であります。これは直接的な回答になるかわかりませんが、浸水想定区域というもので、氾濫した場合にはどれくらいの範囲が浸水するというのは、まちづくり、ハザードマップ等も出していますので、そのような観点でも洪水被害の危険性をお示ししていくこともやらせていただいています。

○家田委員長

直接・間接の便益の記述などが、御質問にありましたね。

○事務局

少し確認をさせていただきます。

○家田委員長

その間に次の質問をしておきましょう。

○楓委員

二つ質問と一つお願いです。

一番目は単純ですが、多摩川のこの対岸東京側は、これは整備済みというように判断していいですか。

それから、二つ目ですが、先日、江戸川の地区を見せていただいたときに、この14号線の橋が非常に大きな意味合いを持っているとの説明を受けたと記憶しています。震災の際も、千葉県側の方の重要なルートであり、江戸川区もこの橋を通過して国府台のほうに逃げなさいと区民に指示をされているということを知りました。このスーパー堤防を整備することによって、より、この14号線の橋の安全が確保されるのだと聞いた記憶がありますが、そのこと自体は便益の中に入れ込むかということではないと思いますが、もう少し、アピールすることができるのではないかと思います。

それから、最後はお願いですが、私は平成22年の事業仕分けのときのスーパー堤防というのは、10メートル、20メートル、30メートルの堤防を川や海に建てる堤防のことだと思っていました。恐らく一般の方は、あの時点ではほぼ私と同じような認識を持たれていたと思います。たまたま整備局で勉強させていただく機会があって、初めて、なだらかなのがスーパー堤防なのだと判りました。

これは、本省のお仕事かもしれませんが、このスーパー堤防の価値、その意義のようなものを、もう少しPRして下さいというお願いであります。

○家田委員長

そうですね、そのように思うかもしれませんね。

○事務局

まず初めに、多摩川の対岸の地区のスーパー堤防が終わっているかという件ですが、戸

手地区、今回200メートルですが、過去に下流が800メートル終わってしまっていて、この合計1キロメートルの前面ということでいきますと、そこには残念ながらちょっとごさいません。ただ、上流等に行きますと大田区側でもできているところは、ところどころあります。

○家田委員長

どこができていますとか、どこが計画中ですとか、どこが都市計画決定にもまだ入っていませんとか、そのようなものはつくっておいたほうがいいですね。

伺っていて、そのような絵がないのは、少し変な感じがします。

○事務局

それでは、資料2-3-①の7ページの資料を見させていただきますと、先ほどの対岸の話ともあわせてですが、この14号の対岸の市川市には、やはりスーパー堤防が、幾らか整備されているところもありまして、これには市川南地区が入っていますが、このような状況であります。

江戸川区さんも、14号、国府台、この写真で見ると江戸川の少し上流ですが、そこへ向けての避難路として、非常にその確保ということに重要なポイントになるようなことが計画にも示されております。それは私どもも大いに支援していかなければならない考えだと思っていますし、アピールもしていきたいと考えています。

○大野委員

便益計測については、一部しか計っていないというのが、私の正直な印象です。この高規格堤防については、治水事業プラス土地区画整理事業という複合的な事業でありまして、それを治水経済調査マニュアルに基づいて評価されているというわけですね。ですから、その土地区画整理の部分の便益が図られていないというように、私は思います。

現地も見させていただいて真っ先に思ったのが、このような狭い道路で住宅が密集していて、本当に困るのではないかと、土地区画整理の必要性を、真っ先に私は感じました。それに地盤を高めるとすることで、治水安全度も向上するわけですから、時間的な割合でいくと圧倒的に多い平常時の便益が図られていないのではないかと、思うように思いました。

そして、また人命についても、お亡くなりになるというだけではなくて、大変なけがや、あるいは後々病気になるとか、あるいはそのような形でとても大変な目に遭われる。そのような不利益、精神的なものも含めて、このようなことも凶らなければいけないように思います。ですから、便益計測について、普通に治水事業の便益もそうですが、この高規格堤防用にこれから検討していただけるとありがたいと思います。

一つ質問ですが、この土地区画整理をするわけですから、公共用地がふえるわけですね。道路や公園もできますね。その増加率は、どのくらいでしょうか。公共空地が何割くらいふえるでしょうか。

減歩でもいいです。

○事務局

少し数値を確認させてください。

いわゆる道路ですとか、公園ですとか、どのくらいの面積がふえるかということですね。

○大野委員

それが事業終了時点では残存価値として、国の財産として残ると思いますが。

○事務局

土地区画整理事業側で、例えば公園をつくった場合には、残存価値、市区さんが所有するものになりますので、高規格堤防としての残存価値というものには入れていないという状況です。

○大野委員

わかりました。ありがとうございます。

○家田委員長

筋からいけば、これは明らかに運用上も内容上も、区画整理など、まちづくり作業と一体的に行って、効果を上げているプロジェクトですが、実際の便益や費用の計測、あるいはその効果の判定というのは分けて行っているということですね。

これは市町村の仕事だから、どのように行っているか、私は明確には知らないが、そち

らはそちらで評価をしている。区画整理のマニュアルももちろんあって、それで行っている。それから、この治水のほうもマニュアルがあって行っている。どちらもオーケーだから前に進めるという格好にしているが、本当は、どちらもオーケーだという場合には、恐らく一体で行った場合も、もっとオーケーになるというルールになっているのじゃないでしょうかね。

ただ、便益計測上、明らかに生じている便益でも、区画整理側でも見ていない、こちらでも見ていない、というものもありますね。区画整理側で言えば、本当はこれだけ安全になるともう少し高度利用できるはずが、そのようなことは見ないというようなことや、いろいろあるので、多分便益を小さ目に見ながら評価しているということでしょう。

○蟹澤委員

江戸川も多摩川も12ページに、通常堤防と高規格堤防の被害軽減効果のイメージという図がありますが、これに、通常堤防はハイウオーターレベルを超えると決壊して一気に被害が増大すると書いてありますが、これは線形的にこう書いてあるだけで、一気に増大しているように見えません。普通は、越えるまではほとんどなくて、それが急激に上がって、あるアッパーのところでこういくという、いわゆるSカーブのような形になっていないとイメージが少し違うのではないかと思います。

これだと、ゼロか1か、壊れるか壊れないかというような感じにも見えますし、無限に上がっていくわけでもないのもう少し曲線ではないかと思います。

○事務局

今回、氾濫のシミュレーションで被害額を出す際に、計画高水位を超えた場合には破堤をするという条件で行っていますので、破堤したら計算上、被害が出るということで、イメージはこのような形になるということです。

ただ、先生がおっしゃった無限大でというような話については、当然上がってきた場合にはなだらかになる場合もございますので、少しいメージとしては違うかもしれませんが、Sカーブというよりもやはり直角になるというのが計算上正しいというように認識しております。

○家田委員長

他にいかがですか。

○清水委員

治水とまちづくり両方でやらなければいけないというのは確かですが、治水だけの話として、佐々木先生が、全部整備が終わったときのB/Cも出してみたらどうかという話がありましたね。全部整備したときのB/Cもやはりこの程度の値でしょう。

Bは割り引いているけど、現時点ではトータルコストも同様に割り引かれるので、分子・分母で l/L は消えてしまう。それが、2とか4とかの数字なら、それは本当かというところを行ってほしいですね。通常の治水経済マニュアルでは、このスーパー堤防の超過外力の思想が反映されていない。

事業が全部成し得た段階でもB/Cが変わらない。でも、それでは見積もり方が違うのではないかというのが私の意見です。

○河川部長

さきほど、氾濫圏一連区域のB/Cができないと申し上げたのは、清水先生がおっしゃった、 l/L があるから大筋はこうだろうと推察できるのではないかという、御指摘と承知します。厳密にB/Cが地区全体で出せるかということ、例えば区画整理で移転をしながら行う場合と、工場が撤去されて更地になった状態で我々が盛土を行う場合とでは、こちらの要するコストが変わってくる可能性があるので、そのような意味では厳密に、これからまだ未施工のところのコストが厳密には出せないというお話がありました。ただ、 l/L がかかっているという意味においては、先ほどのお話はそうかと思います。

きょう、清水委員、大野委員等からも、あるいは家田委員長からもお話がありましたとおり、今のスーパー堤防の費用便益の出し方、かけているコストと得る便益というものを比較しないとイケないわけですが、かけているコストに対して便益をどこまでを計上するかということについて、治水経済調査において、全てのものがとても計上できていない。かなり一部の便益しか入れられていないのはおっしゃるとおりで、全国統一的な原単位が設定できないとか、あるいは二重計上をしてはいけないという宿命がある中で、現在ではこのやり方を全国的に行っているところです。

ただ、人命の話も含めて、いろいろな角度から評価をしていかないといけないというこ

とは、私ども本省も含めていろいろ議論し、御指導もいただきながら、検討しているところですので、今後とも引き続きそのような手法について改善の努力はしてまいりたいと思います。

○家田委員長

ありがとうございます。

全部を計算だけで行うのであれば、このような委員会など要らない。いろいろな御専門、視点から見ていただいて、B/Cは高いかもしれないけれど、このような事業は何だという部分になるのか、いや、これは計算上の都合で低い、そのようなことよりも、このような面から見て、やはり大事な事業だとか、その辺を見ていただくのが外部評価委員会の主要なところで、B/C計算のところだけに着目しないでもいいと思います。一方で、また、改善の余地があれば、大いにこれからも改善の努力をしていただくというスタンスのものではないかと思っています。

利根川・江戸川の例でいくと資料2-3-①の12ページの蟹澤先生がリファーされた図の赤と緑の斜線があるところで、赤のほうで越水開始というのは、計画高水位相当流量よりも少し高くなってから越水しますね。これはイメージでいうと、高規格堤防だと計画高水位よりも少し余裕があるという意味なのかというようにも感じますね。

一方で通常堤防のほうは、この計画高水位を超えると、どばばばとなるという絵になっていますが、高規格堤防もそうではないのも同じ高さで絵が書いてあるから、これもそれなりの余裕があって、この緑の線がだあっと上がるのは、もう少し右側から上がるのではないかと思います、その辺は、話は合っていますか。

○事務局

通常の場合には、計画高水位の流量から一気に破堤するということがありますが、基本的に通常の場合には、計画高水位以下の流量に関して安全な構造としておりますので、それを超えた場合には、破堤するというようなことです。

○家田委員長

そうすると、資料2-3-①の1ページの絵で、高さ的には全く同じ絵になっているわけではない。だから、構造も違うという話かもしれないですが、この1ページの絵の印象

と、さきほどの余裕が違うという話は、どうなのかという感じがしました。何かのときに御検討して教えていただければ結構です。

○事務局

決して通常の堤防と高規格堤防の高さが異なって整備をされるというわけではなくて、同じような形でやりますが、通常の堤防の機能としましては、この堤防の高さを決める計画高水位以下の水位に関して、安全に流下させる機能を持っています。そこまで高さ等がない場合には、破堤するというような計算をしております。

○家田委員長

通常だと、この青い絵が計画高水位だとしても、これを超えたくらいから、もう壊れそうだと。だけど、高規格堤防になると、堤外地の側が強くつくってあるから、このくらいでは越えなくて、壊れることはもちろんない。

だとするならば、通常堤防であっても堤外地側を強化すればいいのではないかという論理は、当然出てきますね。

○蟹澤委員

B/Cの話ではないですが、僕は多摩川を見せていただいて、やはり建築屋から見ると、これは堤防によって環境がよくなるということは、すごく評価できると思いますし、あと、従来のり面だったところが、要するに多摩川でいったら国有地が、有効に活用できる国有地が大きくなるという効果があると思いますが、それは今のところ効果の中に入っていないようですが、そこはどのようにしていくのでしょうか。

あの幅でのり面のところが全部国有地の面積が増えるというのは、もう少し一般国民にアピールしてもいいのではないかというような気がします。

○事務局

資料2-3-①の2ページですが、蟹澤委員がおっしゃられたのは、この、下のポンチ絵の拡がり部分ですね。

堤防の裏側の部分を盛土することによって、今まで斜面だったものが平地になるので、この区間の有効活用が図れるのではないかということで、このような形で示しながらPR

をしています、まだ足りないという御指摘だと思いますので、引き続き行っていきたい
と思います。

また、B/Cに関しては、この拡がりに関しては先ほども土地利用の高度化等について
は入っていないということなので、現状では算出していないという状況ではありますが、こ
のように使えるということは、きちんとPRしていく必要があると感じています。

○家田委員長

これだけの効果だけは、幾ら誰に言われたっておかしくないぞというようなことはじ
き方をしているというのも、現状でありますので、評価はこのようなかたい評価で行っ
ておいて、もう一方で、楓先生がおっしゃったようなところが、国民的知識の標準的ですよ
という話ですね。

スーパー堤防というと、スーパーマンのように上に飛んでいくような感じがするの
に、実は横に広がっているわけであって、このようなものが、どのようなものなのかとい
うことを知っていただくとか、あるいはまた、もう既にやったところの事後評価を行っ
て、そこでは、このマニュアルに従って単に淡々と計算ではなくて、実際に土地利用がこれだけ
高度化されて、住み心地もこのようによくなったし、床単価もこれだけ上がったんです
とか、そのようなことを事例として大いに皆さんに知っていただくというような努力を続け
ていく中で、公有地が河川の一番川を楽しめるエリアに、公園風にでき上がっていくこと
についての、地元のアンケートの意見なども、蟹澤先生がおっしゃっているような点を積
んでいくという格好でどうかと思います。

○事務局

先ほど、佐々木委員のほうから直接被害と間接被害のご質問がありましたが、江戸川で
は例えば、平成10年の9月の洪水では、直接的被害のほうは約97%というような数値
になっています。

○家田委員長

他にはいかがですか。

局長、どうぞ。

○局長

本省にいるときに、この仕分けを受けた本人でして、本省のときから、この再整備も含めて担当しておりまして、河口付近の低平地120キロに限定して、やはり整備していく、そのような要望も強いものですし、先ほどお話もありましたが、整備が終わったところは、非常に地域の方々からは喜んでいただいている。安全性も高まったし、景観、環境面でもよくなったと。荒川の小松川では、そのスーパー堤防の上を千本桜の公園にして利用しておりますし、地域の避難場所としても非常に活用されているというようなこともあります。

そのような効果といいますか、整備する意義がある事業だというように思っております、関東の中で今回2カ所、地域の要望も踏まえて着実に整備をしていきたいということで、今回かけさせていただいたということであります。

○家田委員長

ありがとうございました。

御質問は、以上でよろしいですか。

○清水委員

相手方がいるので、スーパー堤防事業はとても時間がかかるということですが、江戸川区の状況というのは、資料2-3-①の10ページから、12万の署名を持っていることと、25年3月には、土地区画整理審議会の答申も決定も完了しており、共同事業化を待つみの状況となっていると書いてあります。

高規格堤防は、留意事項か何かで、河川整備計画にきちんと位置づけてというような文言があったと思いますが、江戸川・利根川は今、河川整備計画をつくっている段階ですね。整備計画よりも先行して高規格堤防を進めて良いのかどうかということを確認したいです。

もし、良いのなら、25年3月に共同事業化の体制を持っていて、本省の高規格堤防の見直しの見解が出るのが、その年の8月か9月です。そうすると、整備計画を待たなくてもよく、共同事業化を待つみであれば、もっと事業着手に早くやるべきではないかと。事業評価監視委員会では、事業がきちんと進捗しているかどうかを見なければいけないというのもある中で、一つは整備計画を待って、このような段階になっているのかどうかをお聞きしたいのが1点です。

○事務局

今、利根川・江戸川の河川整備計画についての策定状況ですが、清水先生がおっしゃったように、現在、まだその策定を進めているところであります。また、その中には超過洪水対策として、高規格堤防の整備の区間というのを示しています。

昨年度、平成24年度の予算の考え方の中で、新規事業については着手をしないというような方向性が本省にて示されていますので、また、今回、今後の整備につきましては、地元の地域の状況の意見を聞きながら、今後、検討すると。来年度の予算以降になっていますので、その中で今回、事務連絡を受けまして、事業をかけさせていただいているのが実態です。

○清水委員

整備計画を待たずとも、もう継続になっているわけですね。相手方も、その高規格堤防の共同事業化を待つだけであるなら、やはり事業は遅れるべきではないと思いますね。

○家田委員長

これは、よくあることですね。ありがとうございます。

それでは、審議はそこまでにさせていただきまして、結論について進めたいと思います。

二つの資料2-2-①、2-3-①の一番最後のページ、それぞれ16ページのところに、今後の対応方針原案があります。どちらも、原案は事業継続で、そして、また内容については読み上げませんが、ここに書いてあるようなことで、現地での準備が進んでおり、緊急性もあり、早く行ってほしいということですが、これについて、このままでよろしいか、修正、もしくは追加が必要か、御意見を賜りたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、原案のとおり事業継続ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○家田委員長

ありがとうございます。

それでは、本日、審議いただいた2案件については、以上のとおり審議を終了したいと思えます。